6. 自治体の取組状況等

6.1 污染土壤処理施設

1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数は表 6-1 に、届出等の件数は表 6-2 に示すとおりである。

許可されている件数は、「分別等処理施設」が最も多く、次いで「浄化等処理施設(浄化)」、「埋立処理施設」が多かった。特定有害物質別に許可されている件数をみると、「砒素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」「カドミウム及びその化合物」の順に多かった。

表 6-1 汚染土壌処理施設の許可件数

(件数:複数回答有)

														特定	有害物質	別 許可]件数									230		
							VOC)(第一種	<u>(</u>)								Ī	金属等	(第二種))					農薬	等(第三	.種)	
		許可件数	四塩化炭素	ー・ニー ジクロロエタン	ー・ーー ジクロロエチレン	シスー ー・ニー ジクロロエチレン	ー・三― ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ーー トリクロロエタン	ー・ー・ニートリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ 素及びその化合物	ほう素及びその化合物	んぱせん	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PGB)	有機りん化合物
浄化等処理施設 (浄化)	H23	28	19	14	14	14	19	19	19	19	19	19	19	23	21	21	8	8	23	23	23	22	20	12	12	12	4	12
	累計	(55)	(37)	(32)	(32)	(32)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(37)	(43)	(40)	(40)	(16)	(16)	(43)	(43)	(43)	(41)	(38)	(23)	(23)	(23)	(7)	(23)
净化等処理施設 (溶融)	H23	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5	4	5	2	4
77 TO 17 E ENGLA VILLEY	累計	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(7)	(7)	(9)	(9)	(9)	(7)	(7)	(9)	(7)	(9)	(4)	(7)
净化等処理施設(不溶化)	H23	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	11	8	8	7	10	11	11	10	10	0	0	0	0	0
行16年及至他数(11倍16)	累計	(21)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(19)	(21)	(15)	(15)	(13)	(19)	(21)	(21)	(19)	(19)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
セメント製造施設	H23	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	1	0	0	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0
ピクノト表追厄設	累計	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(23)	(22)	(1)	(0)	(0)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
埋立処理施設	H23	29	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	27	28	28	28	27	27	27	28	29	28	26	26	26	26	22	26
生工处生肥权	累計	(51)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(48)	(50)	(50)	(50)	(48)	(48)	(49)	(50)	(51)	(49)	(47)	(47)	(47)	(47)	(40)	(47)
八叫佐加田长乳	H23	32	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	30	31	27	6	6	29	31	30	30	30	16	16	16	3	16
分別等処理施設		(59)	(10)	(9)	(9)	(9)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(54)	(56)	(49)	(13)	(13)	(53)	(56)	(55)	(55)	(55)	(28)	(28)	(28)	(5)	(28)
A = 1	H23	119	150	139	139	139	150	150	150	150	150	150	155	254	251	205	139	136	251	258	259	247	238	138	135	138	82	135
合計	累計	(218)	(198)	(187)	(187)	(187)	(198)	(198)	(198)	(198)	(198)	(198)	(204)	(342)	(340)	(279)	(185)	(181)	(339)	(348)	(349)	(333)	(323)	(186)	(182)	(186)	(107)	(182)

表 6-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数(平成 23 年度)

(件数:複数回答有)

			変	更					
		事故の届出	届出	許可	改善命令	休 止	廃 止	開	許可の取消し
海ル笠加珊佐部 (海ル)	H23	0	26	9	0	0	0	0	0
浄化等処理施設(浄化) 	累計	(0)	(68)	(15)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)
净化等処理施設(溶融)	H23	0	5	0	0	0	0	0	0
净11. 专处理他改(洛熙)	累計	(0)	(9)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
海ル笠加田佐砂 (天流ル)	H23	0	9	3	0	0	0	0	0
浄化等処理施設(不溶化) 	累計	(0)	(19)	(6)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)
セメント製造施設	H23	0	3	0	0	0	0	0	0
セメント製造施設	累計	(0)	(4)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
拥立加那族乳	H23	0	6	5	0	1	1	0	0
埋立処理施設	累計	(0)	(10)	(8)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
八则等加理恢訊	H23	0	33	9	0	1	0	0	0
分別等処理施設 	累計	(0)	(79)	(13)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況 は表 6-3、表 6-4 のとおりである。

許可されている浄化等処理施設は、「関東地区」および「中部地区」が最も多く、セメント製造施設は「関東地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「東北地区」が最も多く、分別等処理施設は、「近畿地区」が最も多かった。

表 6-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設(平成23年度)

分

別

等

0 0

0 0

0 0

宮崎市

鹿児島県

鹿児島市

沖縄県

合計

石川県

金沢市

福井県

福井市

長野県

長野市

中

部

地

X

6.2 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 103 自治体において、その内容を分類すると表 6-4 及び表 6-5 のとおりである。条例等の内容は「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 58 件で最も多かった。

表 6-4 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、 未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数:複数回答有)

				都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等										
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				
1	法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、 あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	-	-	ı	26	29	30	33	25	25				
2	土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の 独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5				
3	土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、 また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18				
4	その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18				
(5)	土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、 調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25				
6	汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、 又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	_	6	5	6	8	8	15	22	37				
7	汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、 土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58				
8	土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52				
条例	り、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103				

表 6-5 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容

札幌市	土壌汚染の未然防止のため、有害物質の取扱場所の構造基準等を設けている。
青森市	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け。
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処分基準、委託基準等を規定。汚染土壌を 県内で処分する場合、その適正な処分を確保するための事前届出等を規定。各種措置の実効性 を担保するため、改善命令、措置命令、報告徴収、立入検査及び罰則を規定。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した汚染についての対策要綱。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類の定め。
神奈川県	土壌汚染が発見された場合には、県、市の関係機関が検討会を開催して対策方法を検討する。
金沢市	・有害物質等の適正管理による未然防止。・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、TーHg、Pb、As)を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。) に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の 調査を規定。
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告する義務。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定める ことにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用さ れることを目的とする。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者に土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告させるもの。
福岡県	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況報告を提出を規定 し、また法に定めの無い届出の様式を規定した要綱。 未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設で、有害物質の管理状況点検結果や有害物質が土壌に多量に飛散し、 流出したことにより、人への暴露のおそれ等がある場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原 因等に係る調査を行うこととなっている。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

北海道	北海道公害防止条例	8	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1347	
71 1 1/4	岩手県十壌汚染対策指針	5	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	6	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	1478	
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	45	
旧西水	福島県十壌汚染対策事務処理要領	3	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	8	改正
板水県 栃木県	析木県生活環境の保全等に関する条例	8	LX II.
<u>1加小木</u>	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	6	新規
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	1578	改正
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	1578	LX II.
布 千葉県	千葉県環境保全条例	8	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	1578	
木水即	東京都十壌汚染対策指針	5	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	123458	
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	1378	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	7	
福井県	福井県公害防止条例	8	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	8	
長野県	長野県公害防止に関する条例	8	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	3578	
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	8	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	135678	
SCALAK.	愛知県十壌汚染等対策指針	5	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	135	
一至八 滋賀県	滋賀県公害防止条例	17	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	8	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	123578	
7 (12/11)	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	6	改正
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	345	改正
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	8	3(111
奈良県	生活環境保全条例	8	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	8	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	8	改正
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	6	,,
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	38	新規
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	178	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	3578	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	1378	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	6	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	8	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	4)	新規
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	8	•
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	4)	
		-	
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	48	
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	6	新規
-	_		

青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	4	
八戸市	八戸市公害防止条例	78	
, .,,-	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	6	
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	6	
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	6	
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	<u>4</u>	
水戸市	水戸市公害防止条例	8	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	6	
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	4	
高崎市	高崎市公害防止条例	8	
太田市	太田市土壤汚染対策法関係施行要領	4	
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	6	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	157	
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	17	
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	6	新規
千葉市		8	
	千葉市環境保全条例	8	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	157	
市川市	市川市環境保全条例	13578	
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	68	
船橋市	船橋市環境保全条例	8	
柏市	柏市環境保全条例	8	
市原市	市原市生活環境保全条例	8	
	市原市民の環境をまもる基本条例	8	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	6	
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	6	新規
横浜市	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	17	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	123578	
	汚染土壌処理業許可等に関する指導要領	6	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	1258	改正
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	6	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	6	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	18	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	8	
金沢市	金沢市環境保全条例	4	
福井市	福井市公害防止条例	8	
長野市	長野市公害防止条例	135	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	3	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱	178	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	1578	
	土壤汚染等対策指針	⑤	
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	3	
	名古屋市汚染土壤処理業許可等申請手数料条例	6	
豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	6	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防 及び調整に関する条例	6	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防		
	豆価が産業産業物を生地収入り行業工業を生地取り設置に係る物事の手物及び調整に関する条例施行規則	6	
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	457	
一宮市	一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	5	改正
H .1.		•	->

春日井市	春日井市土壤汚染対策法施行細則	4	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	1	
	春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	3	
豊田市	豊田市土壌汚染対策法施行要綱	4	
京都市	京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱	6	新規
<u>大阪市</u>	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
<u>堺市</u>	堺市汚染土壌処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	6	新規
吹田市	吹田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	6	
高槻市	高槻市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	
枚方市	枚方市公害防止条例	8	
	枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	6	
茨木市	茨木市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	
八尾市	八尾市公害防止条例	8	
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	8	
	東大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	6	新規
姫路市	姫路市汚染土壌浄化施設の認定の手続等に関する要綱	6	
	姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	8	
	工場跡地に関する取扱要綱	4	
	尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
<u>加古川市</u>	加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
岡山市	岡山市汚染土壌の処理に係る指導要綱	56	新規
<u>倉敷市</u>	倉敷市汚染土壌処理に関する指導要綱	6	新規
北九州市	北九州市土壤汚染対策指導要領	23	改正
佐世保市	佐世保市環境保全条例	8	
熊本市	熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	4	改正
	熊本市地下水、土壤及び公共用水域の汚染防止対策要綱	4	
宮崎市	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けいている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止 を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等 (下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に報告があったもの)

茨城県 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

栃木県 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

埼玉県 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

石川県 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

岐阜県 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務化等)

京都府 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

兵庫県 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

兵庫県 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱

和歌山県 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(外部から搬入する土壌

の検査を行わせる等)

徳島県 徳島県生活環境保全条例(土砂等の埋立等に関する環境保全)

香川県 香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

愛媛県 愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

高知県 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 大分県 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

秋田市 秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱

水戸市 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

つくば市 つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例

宇都宮市 宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

さいたま市 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 熊谷市 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 所沢市 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例 春日部市 春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

千葉市 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 市川市 ・ 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ・ 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

柏市 柏市土砂等埋立て等規制条例

市原市 市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

相模原市 相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

長岡市 長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置

を定める条例

富士市 富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

春日井市 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務付け)

大津市 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導 指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容と する条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 265 自治体において、その内容を分類すると表 6-6 のとおりである。条例等の内容は、「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 210 件で最も多かった。

表 6-6 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査·対策、 未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数:複数回答有)

		政令市以外における条例、要綱、指導指針等					等の数	Ĭ		
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1	法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、 あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	_	2	4	4	4	6	7	7	8
2	土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の 独自の基準を設けているもの	_	1	0	0	0	2	2	3	3
3	土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、 また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	-	2	3	4	4	4	4	3	2
4	その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	_	1	2	3	1	1	4	6	6
⑤	土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、 調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	_	3	1	2	2	5	5	4	4
6	汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、 又は指導·監督等の仕組みを設けているもの	_	0	1	0	0	1	2	2	11
7	汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、 土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	-	170	159	155	171	185	197	185	210
8	土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	-	29	22	36	39	40	44	48	48
条例	1、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市区町村合計数	_	204	192	194	211	224	233	237	265

政令市以外の市区町村が定めている条 例、要綱、指導指針等

北海道	帯広市	带広市公害防止条例	8	
	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	8	
	江別市	江別市公害防止条例	8	
	登別市	登別市公害防止条例	8	
	恵庭市	恵庭市公害防止条例	8	
	伊達市	伊達市公害防止条例	8	
	石狩市	石狩市公害防止条例	8	
	北斗市	北斗市公害防止条例	8	
	福島町	福島町公害防止条例	8	
	長万部町	長万部町公害防止条例	8	
	倶知安町	倶知安町環境基本条例	8	
	余市町	余市町公害防止条例	8	
	中富良野町	中富良野町生活環境保全条例	8	
	下川町	下川町環境保全条例	8	
	遠軽町	遠軽町環境基本条例	8	
	豊浦町	豊浦町公害防止条例	8	
	洞爺湖町	洞爺湖町公害防止条例	8	
	安平町	安平町環境基本条例	8	
	音更町	音更町公害防止条例	8	
	芽室町	芽室町公害防止条例	8	
	幕別町	幕別町公害防止条例	8	
	厚岸町	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	8	
	標津町	標津町公害防止条例	8	
	新十津川町	新十津川町環境基本条例	8	
	別海町	別海町公害防止条例	8	
	遠軽町	遠軽町環境保全条例	1	
~! —	中頓別町	中頓別町環境基本条例	8	
秋田県	大館市	大館市環境保全条例	47	
	+ m =	大館市土壌搬入協議要綱	4	
東京都	大田区	大田区土壌汚染防止指導要綱	12	
	板橋区	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	15	
	江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	4	
	江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	1	
	荒川区	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例	1	改正
	足立区	荒川区市街地整備指導要綱 足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対	(1) (4)	改正改正
	作五区	応に関する基本指針	4)	LX III.
		ルに関する基本担町 足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	4	改正
	西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に	35	LX III.
	四米水川	係る事務取扱指針	33	
長野県	岡谷市	岡谷市公害防止条例	8	
及山水	伊那市	伊那市環境保全条例	8	
	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	8	
	辰野町	辰野町公害防止条例	8	
	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	8	
	宮田村	宮田村環境保全条例	8	
	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	8	
	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	8	

	//- LLI ==	Washing complete the Late Col		
岐阜県	御嵩町	御嵩町環境基本条例	8	
		御嵩町公共事業における環境配慮指針	8	
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	12578	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	78	
	近江八幡市	近江八幡市環境保全に関する条例	8	
大阪府	<u>池田市</u>	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	<u>箕面市</u>	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	6	新規
	泉大津市	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	6	新規
	河内長野市	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	富田林市	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	大阪狭山市	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	<u>太子町</u>	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	河南町	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	千早赤阪村	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
	<u>阪南市</u>	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	6	新規
徳島県	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	12567	
	<u>石井町</u>	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災	7	新規
		害の発生の防止に関する条例		
福岡県	大牟田市	大牟田市環境基本条例	8	
	小郡市	小郡市環境保全条例	8	
	古賀市	古賀市環境基本条例	8	
		古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	8	
	宮若市	宮若市環境基本条例	8	
	嘉麻市	嘉麻市環境基本条例	8	
	那珂川町	那珂川町環境基本条例	8	
	鞍手町	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	3	
	みやこ町	みやこ町環境保全条例	7	
	赤村	赤村環境保全条例	8	
	東峰村	東峰村自然環境保全条例	48	
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防	7	
		止に関する条例		

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けいている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止 を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、 埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

茨城県 日立市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、土浦市、石岡市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、常総市、潮来市、筑西市、桜川市

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

常陸太田市、小美玉市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、古河市、 結城市、下妻市、鹿嶋市、坂東市、神栖市、行方市、鉾田市、八千代市、五霞町、境町

十砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

つくばみらい市 つくばみらい市環境保全条例

栃木県 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、下野市

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

野木町 野木町うるおいのあるまちづくり条例

群馬県 桐生市 桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

板倉町 板倉町残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱

板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例

邑楽町、藤岡市

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

埼玉県 行田市、狭山市、羽生市、入間市、久喜市、蓮田市、嵐山町、皆野町、杉戸町、横瀬町、小鹿野町 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

秩父市、桶川市、北本市、幸手市、上尾市、和光市、新座市、深谷市

土砂等のたい積の規制に関する条例

本庄市、三郷市、越生町、鳩山町、美里町、宮代町

土砂のたい積の規制に関する条例

飯能市、加須市、日高市、ときがわ町

環境保全条例

東松山市、滑川町

土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例

毛呂山町 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例

千葉県 佐倉市、神崎町

土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

銚子市、成田市、東金市、八街市

土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

館山市、野田市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市、栄町、多古町、東庄 町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

大網白里町 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

木更津市、茂原市、旭市、習志野市、流山市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、 印西市、白井市、酒々井町、横芝光町、勝浦市

十砂等の埋立て等による十壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

我孫子市 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

匝瑳市 土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例

神奈川県 秦野市、伊勢原市、大井町

土地の埋立等の規制に関する条例

南足柄市、中井町

土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例

長野県 信濃町 信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例

岐阜県 美濃市 住みたいまち美濃市の環境を守る条例

愛知県 みよし市、一色町、阿久比町

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

犬山市 犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例

大口町 大口町地下水の水質保全に関する条例

豊明市 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

日進市 土砂の採取及び埋立てに関する条例

東郷町 東郷町土質等規制条例

美浜町 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例

滋賀県 野洲市 野洲市生活環境を守り育てる条例 高島市 高島市未来へ誇れる環境保全条例

京都府 亀岡市 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関す

る条例

八幡市 - 八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採

取事業の規制に関する条例

京田辺市 京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例

京丹波町 京丹波町の環境保全等に関する条例

城陽市 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例

大阪府 富田林市 富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例

岬町 岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例

柏原市 柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

河内長野市 河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

兵庫県 洲本市、南あわじ市

土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例

淡路市 淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例

奈良県 宇陀市 宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生

の防止に関する条例

高取町 高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

徳島県 阿南市 阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

勝浦町 勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

石井町 石井町土砂及び再生採石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防

止に関する条例

愛媛県 今治市 吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

(吉海町に限定)

福岡県 豊前市、吉富町、上毛町

土砂等のたい積の規制に関する条例

築上町、みやこ町

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

熊本県 南関町 南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

大分県 豊後高田市、宇佐市

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

杵築市、日出町、姫島村

土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例

国東市、中津市

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

佐伯市 佐伯市埋立て等規制条例

鹿児島県 志布志市 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

6.3 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村は表 6-7 に示すとおりである。事務権限を委譲している都道府県は 6 自治体、委譲を受けている市町村は 20 自治体であった。

表 6-7 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び 事務権限の委譲を受けている市町村

地方自治法に基づき市町村まで事務の	地方自治法に基づき事務権限の
権限を委譲している都道府県	委譲を受けている市町村
	花巻市
岩手県	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	泉大津市
	忠岡町
大阪府	河内長野市
	富田林市
	大阪狭山市
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	阪南市
岡山県	新見市

6.4 基金·補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定については、表 6-8 のとおり、3 自治体で策定されていた。

表 6-8 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
大阪府	大阪府土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 22 年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 19 年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 18 年度

2)補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度(管内において土壌汚染が判明した場合、土地所有者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の補助、融資等の財政的支援を行うことができる制度)の保有状況等は表 6-9 から表 6-13 のとおりであり、33 自治体が補助や融資制度を有していた。

表 6-9 補助融資制度の有無

		都道府県・政令市の数							
H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H							H23		
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155

表 6-10 補助融資制度の利用有無

		都道府県・政令市の数							
	H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23							H23	
制度が利用されたことがある	_	0	0	2	2	2	2	3	3
制度が利用されたことはない	_	37	37	35	31	32	31	29	30
回答自治体数	_	37	37	37	33	34	33	32	33

表 6-11 補助融資制度の財政的支援の対象

(複数回答有)

				都道府	県·政令	市の数			
H15 H16 H17 H18						H20	H21	H22	H23
①土壌汚染の調査	-	12	13	14	15	15	14	13	14
②土壌汚染対策	-	21	18	23	25	26	25	23	25
③モニタリング	-	4	4	5	6	7	6	6	7
④その他	_	6	8	7	7	10	10	11	9
回答合計数	_	43	43	49	53	58	55	53	55

都道府県・政令市が定めている補助・融資制度 (下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に報告があったもの)

北海道 中小企業総合振興資金

宮城県 中小企業融資制度(環境安全管理対策資金)

福島県環境創造資金融資制度 栃木県 栃木県環境保全資金融資制度 群馬県環境生活保全創造資金融資

埼玉県 環境みらい資金貸付制度 東京都 産業力強化融資 (チャレンジ)

神奈川県 中小企業制度融資-フロンティア資金

新潟県新潟県環境保全資金融資制度石川県石川県環境保全資金融資制度静岡県環境保全資金利子補給制度

愛知県 環境対策資金融資制度

三重県 三重県中小企業融資制度(環境保全資金)

岡山県 岡山県中小企業振興資金融資制度(環境対策資金) 愛媛県 愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度 福岡県 福岡県環境保全施設等整備資金融資制度

仙台市 仙台市中小企業融資制度の環境保全促進資金

高崎市 中小企業地球環境改善資金融資制度

千葉市 環境経営応援資金

長野市

船橋市 船橋市中小企業融資制度 柏市 柏市中小企業資金融資制度 横浜市 横浜市中小企業金融制度 川崎市 土壤汚染対策資金融資 平塚市 平塚市中小企業融資制度 金沢市産業振興資金

沼津市 沼津市環境保全資金利子補給制度 富士市 環境保全資金貸付金利子補給制度 名古屋市 名古屋市環境保全設備資金融資

環境保全対策資金

名占座巾 名占座巾塚現保全設偏貸金 **岡崎市** 環境対策融資あっせん制度

豊田市 豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

福山市 福山市環境保全資金融資制度

福岡市 福岡市商工金融資金制度(公害防止資金)

表 6-12 補助融資制度の制定・改正予定

				都道府	県·政令	市の数			
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155

表 6-13 補助融資制度の制定・改正の理由・背景

	表 6−13 補助融資制度の制定・改正の理由・背景
自治体名	補助融資制度の制定・改正を「②具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
茨城県	土地所有者が、調査をするための資金がないために土壌汚染状況調査の実施できないことが考え
次城宗	られるため。
	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定等は検討していないが、法改正に伴い、調査事例
富山県	の増加により土壌汚染事例も増えることが想定される。
画山宗	これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実
	施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策が円滑に進められるために必要。
大分県	土地所有者等が、調査・対策等をする際に資金があるとは限らないため。
	法第4条の届出により汚染のおそれの把握の機会が増えたことにより、土壌調査命令件数も増え
沖縄県	ることが予想され、その際、土地所有者(個人)等において、調査に関する費用が負担となるこ
	とが想定されるため。
圭 杰士	有害物質使用特定施設を廃止した零細事業者(個人経営のクリーニング店等)は、土壌汚染状況
青森市	調査等の多額の経費負担に耐えられない。
八戸市	土壌汚染対策の費用の捻出ができない事例が想定されるため。
盛岡市	必要性はあると思うが、現時点では制定の予定はない。
dum/±	汚染が認められている土地については、土地売買に係る費用より汚染土壌対策に係る費用が高く
山形市	なる場合があり、結果として土地の買い手がなく、汚染土壌対策が進まない状況が見られる。
つくば市	原因者及び土地所有者が資金面で調査等の実施が困難である場合が想定されるので、当該制度の
コイは市	制定を検討する必要がある。
111±# ;±	土地所有者等に調査・対策を行うだけの費用負担能力がない場合が考えられるため。しかし、政
川越市	令市のような都道府県と比べて小さい自治体で税金を投入することは難しい。
町田市	補助融資制度があれば資金難を理由とした土壌汚染の放置の減少につながると思われるため。
甲府市	補助融資制度の必要性は感じているが、甲府市内に指定区域がないことや、法に伴う土壌対策を
ተነነነ በነ	必要とする土地がなかったことなどから、現在まで制度制定に至っていない。
岐阜市	今後、補助融資制度の利用を希望する土地所有者が現れる可能性があるため。
吹田市	補助融資制度を制定することで、土地所有者等へ法の運用が円滑にすすめられ、人の健康に係る
МШП	被害の防止になると考えられるが、市の財政に余裕がないため。
東大阪市	本市では中小零細企業が多く、貸工場などで廃止する場合に夜逃げ等で土地所有者が費用を負担
米入阪川	して調査・対策をするといったケースや廃業時に調査費用もないといった事業者もいるため。
加古川市	補助融資を活用した方が望ましい事例が予想されるため。
奈良市	今後、当市においても土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、
宗及印	土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
	土地を借りて有害物質使用特定施設を用いた工場の操業を行っている場合において、倒産等によ
倉敷市	って使用廃止となり、かつ工場責任者に連絡が取れない際には土地所有者の負担で調査・措置の
	実施が必要とされるケースが想定されることから。
広島市	工場・事業場が借地で操業していたが、倒産により浄化対策を実施できない場合があり、更に土
山田印	地所有者についても浄化対策を実施するほどの資産がない場合があるため。
呉市	過去に必要であったことはないが、いざというときのことは考えておきたい。
鹿児島市	零細企業や個人経営による有害物質使用特定施設が廃止された場合、調査等の費用負担能力があ
庇冗局印	るとは限らない。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の有無については表 6-14 から表 6-16 のとおりである。

「必要性について判断できない」が84自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が54自治体であった。「ない(その他)」の内容として、「現在必要でない」との回答が多かった。

表 6-14 基金等の保有状況

No. 11. == 0.0 Mills Ame									
			:	都道府!	県·政令	市の数	ζ		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2
②ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1
③ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54
④ない (必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84
⑤ない (その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155

表 6-15 保有している基金の名称及び保有していない自治体の基金を必要としない理由

自治体名	基金の名称等 「①基金等がある」の内容
て英旧	「ちば環境再生基金」同基金は県及び市町村の実施する事業が対象で、廃棄物の撤去など(法
千葉県 	の対象外に限る)の原状回復に利用されている。
	【岐阜県環境浄化機材貸出要領】
岐阜県	揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のため
	の資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。

表 6-16 基金を必要としない理由

	女 ○ 10 参加で完全に ○ 60 全日
自治体名	基金を必要としない理由 「⑤ない(その他)」の内容
青森県	現在のところ不要と考えている。
岩手県	現段階で必要性が低く、検討を行っていない。
福島県	具体的な要望があった段階で土壌浄化費用の助成制度整備の検討を行う。
神奈川県	これまでに事例がない。
奈良県	現在のところ必要ない。
山口県	土壌汚染の除去措置等の事案が発生した時点で必要性を検討する。
徳島県	必要であると考えるが、基金等の設置は困難である。
長崎県	本県では、基金等の必要性について検討していない。
	土地所有者に過失がない場合、又は汚染原因が不明である場合については必要であると判断さ
郡山市	れるが、不適切な施設管理等、事業者(汚染原因者)に過失がある場合については公費で補助
	又は融資を行うことは適切ではないと思慮される。
	市町村単独で基金を設けるよりも、県や国、広域連合の形で基金を設立、運用したほうがよい
川口市	と考える。
	広範囲の地下水汚染で、汚染原因者が複数存在するサイトの浄化対策のために、汚染物質を使
千葉市	用していた事業者から寄付を募り、市からの拠出と合わせ基金を設立した。特定の地域の汚染
	に対応するための基金なので、他の地域の汚染対策には利用することはできない。
横浜市	必要と考えるが、自治体として予算措置をするためには、さらなる議論が必要と考える。
静岡市	基金等の助成制度はなく、検討も行っていない。
豊中市	現在においては具体的に基金等が必要な事例が出ていない。